

社会福祉施設等の設備及び運営基準に関するパブリックコメントの結果

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
愛知県児童福祉施設の基準 (保育所)	居室面積の基準	1	乳児室の面積基準の上げは、待機児童解消に相反するものであり、反対だ。実施するなら増築・改築のための補助金を交付すべき。(意見数3件)	乳児室の面積基準については、県内の既設保育所の実態や他県の状況、国通知の技術的助言なども勘案したうえで、保育環境の充実を図るという観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下、「省令」という。)で定められた基準を引き上げるものであります。 なお、既設保育所については、経過措置を設け適切に対応できるように考えております。 また、増築・改築のための補助金につきましては、民間保育所については、現行の安心こども基金を活用していただきたいと考えております。
		2	単に部屋を大きくすれば事故が減るわけではない。	乳児室の面積基準については、県内の既設保育所の実態や他県の状況、国通知の技術的助言なども勘案したうえで、保育環境の充実を図るという観点から、省令で定められた基準を引き上げるものであります。
		3	面積基準について条例案以上に上げるべきである。(例:2歳未満児一人あたり4.95㎡以上、2歳以上児2.43㎡以上、寝食分離で基準を定めるなど) (意見数22件)	乳児室の面積基準については、県内の既設保育所の実態や他県の状況、国通知の技術的助言なども勘案したうえで、保育環境の充実を図るという観点から、省令で定められた基準である2歳未満児1人あたり1.65㎡以上を、ほふく室の面積基準と同等の水準である2歳未満児1人あたり3.3㎡以上とするものであります。
	職員の配置基準	4	職員(保育士)配置基準を上げてほしい。(例:0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児15:1、4.5歳児20:1) (意見数88件)	職員の配置については、従前より省令により保育士の配置が定められてきたところでありますが、条例案の職員配置は、あくまで保育所として守るべき最低の基準を定めるものであります。本県では、特に要望の高い、満1歳から満2歳に満たない幼児の職員配置については、基準を上回る保育所に対して、別途、補助を行い、保育内容の充実を図っております。
		5	認定こども園の職員配置基準について、短時間利用児であっても、30:1というのとは不十分ではないか。認定こども園の職員配置基準・面積基準についても保育所と同等とすべき。 (意見数3件)	今回新たに定める条例案の基準は、本県の「認定こども園の認定の要件を定める条例」に合わせるものであります。認定こども園の保育所部分の短時間利用児とは、保育所型認定こども園における保育に欠けない児童(幼稚園部分)の児童であり、幼稚園設置基準である35:1の職員配置基準であるものを30:1に充実したものです。 なお、保育所型認定こども園の保育所部分についての面積基準は、上記条例を保育所と同様の取扱いとなるよう改正を考えております。

社会福祉施設等の設備及び運営基準に関するパブリックコメントの結果

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
		6	園長、主任保育士、看護師の配置を専任で置くよう義務付けて欲しい。 (意見数9件)	職員の配置については、従前より省令により定められてきたところではありますが、その中で、各保育所では適切な運営が図られていることから、これまでどおりの基準を取り入れたいと考えております。 なお、看護師の配置が求められる病児・病後児保育においては、個別に運営費の助成を行うなど対応しているところがあります。
愛知県児童福祉施設の基準 (保育所)	その他	7	給食は自園調理とし、外部搬入は認めないで下さい。 (意見数13件)	保育所における食事の提供は、施設職員による自園調理が基本ですが、これまで国の基準において、施設の管理者により、施設職員による調理と同様な給食の質を確保できるよう十分に配慮して、調理業務を第三者に委託できるとされているところがあります。 本県としましては、従前と同様の規定を設けるものであり、今後も外部搬入の実施にあたっては慎重に判断するよう指導してまいります。
		8	保育所の最低基準を現在の基準より、下げないで欲しい。また、見直して欲しい。 (意見数13件)	本県では、省令で定められた基準を下回る基準を設定する予定は考えはありません。また、省令で示された基準を見直し、条例案のとおり、非常災害対策、乳児室の面積基準、認定こども園の職員配置基準を上回る基準の設定を考えております。
		9	「一定の経過措置を規定」とあるが、その期間を長くすることなく、県内市町村においてできる限り速やかに体制を整えられるよう、愛知県が適切に技術的・財政的支援を行うことを求める。	省令で定められた基準に沿って、これまで保育所を指導してきた経過を踏まえて、既設保育所を対象とした経過措置が必要と考えております。 なお、経過措置の「期間」については、県内の既設保育所の実態、他県の状況、子ども・子育て支援制度の実施スケジュールも踏まえて設定してまいりたいと考えております。 また、県内の市町村(政令市・中核市除く)に対しては、施設整備が必要な民間保育所について、現行の安心こども基金を活用して増改築をしていただくなど、適切な面積基準を確保するよう指導してまいります。
愛知県児童福祉施設の基準 (障害児入所施設等)	職員の配置基準	10	○福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター 愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の18第3項第1号及び第24条の12第3項第1号にあるとおり、従業者に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。

社会福祉施設等の設備及び運営基準に関するパブリックコメントの結果

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
愛知県養護老人ホーム等の基準	設備の基準	1	<p>○軽費老人ホーム</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第10条の3(軽費老人ホームの設備の基準)を第36条の3(都市型軽費老人ホームの設備の基準)と同様に「調理業務の全部を委託する場合等にあつては調理室を設けないことができる。」との内容に改定することはできないか。 給食業務を全般的に委託しており、ほとんど調理室としての使用がない現状がある。そのため、運営において調理室を効果的なスペースに転用したい希望がある。 基準において「設けないことができる。」と言う一文があることにより、現状、設置してあつても、高齢福祉課の判断のみにて、スムーズに転用の認可ができると考えられるため。</p>	<p>都市型軽費老人ホームは、小規模な軽費老人ホームであつて、原則として既成市街地等に設置される施設であるため、設備や職員の配置基準の特例が設けられています。調理室は設置しなければならない必要な設備であると考えますので、都市型軽費老人ホームの特例である「給食業務の全部を委託する場合等に調理室をもうけないことができる」との規定を全ての軽費老人ホームの基準とすることは適当でないと考えます。</p>
	記録の整備等	2	<p>○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>この基準については、何ら問題ないと思えるが、請求書等に関連する書類の保存が2年から5年になる事により、保存書庫の確保が限られているが、記録の媒体は何を示しているのか。 また、このような事でなく県独自案ならば介護人材不足と言われる中、国会議員等が介護職員の賃金が低いと公表しているの、介護士を希望する方が少ないのではなかろうか。自分達議員の給料が高いと言っているのは名古屋市長だけであり、このことを考えると介護保険利用料の削減分の増を図ることを検討してはどうか。</p>	<p>記録の媒体は、紙や磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法で確実に記録しておくことができるものと考えます。</p> <p>介護人材不足、介護職員の賃金及び介護保険利用料についての内容は、施設の設備及び運営の基準に対するご意見ではないと理解します。</p>
	職員の配置基準	3	<p>○養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第2項第1号及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第2項第1号にあるとおり、施設に配置する職員に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p>

社会福祉施設等の設備及び運営基準に関するパブリックコメントの結果

基準	項目	番号	意見の概要	県の考え方
愛知県介護サービス事業等の基準	記録の整備等	1	<p>○居宅サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防サービス事業及び介護療養型医療施設</p> <p>この基準については、何ら問題ないと思えるが、請求書等に関連する書類の保存が2年から5年になる事により、保存書庫の確保が限られているが、記録の媒体は何を示しているのか。 また、このような事でなく県独自案ならば介護人材不足と言われる中、国会議員等が介護職員の賃金が低いと公表しているの、介護士を希望する方が少ないのではなかろうか。自分達議員の給料が高いと言っているのは名古屋市長だけであり、このことを考えると介護保険利用料の削減分の増を図ることを検討してはどうか。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)第8条等にあるとおり、現状においても、記録の媒体は、紙や磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法が示されており、この点については扱いを変更する予定はございません。</p> <p>介護人材不足、介護職員の賃金及び介護保険利用料についての内容は、施設の設備及び運営の基準に対するご意見ではないと理解します。</p>
	職員の配置基準	2	<p>○居宅サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防サービス事業及び介護療養型医療施設</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)第74条第3項第1号等にあるとおり、従業者に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p>
愛知県指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準	職員の配置基準	1	<p>○指定通所支援、指定障害児入所施設</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の18第3項第1号及び第24条の12第3項第1号にあるとおり、従業者に係る基準は「従うべき基準」であり、条例の内容は厚生労働省令に適合する必要があります。</p>
愛知県指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の基準	職員の配置基準	1	<p>○指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設、障害福祉サービス、障害者支援施設</p> <p>愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所について、すべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更していただくようお願いします。</p>	<p>人員の基準において、栄養士は定められておらず、業務上で区別されているものではありません。</p>